①、②　第１号４⑹①、②に同じ。
③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年１月17日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成25年１月22日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
5　その他
⑴～⑹、⑻～⑿、⒂、⒄、⒅　第１号５⑴～⑾、⒁、⒃、⒄に同じ。
⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示したＶＥ提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。
また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。
⒀　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
6　Summary
⑴、⑵、⑷～⑹　The same with notice above (No. 1).
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Satte area viaduct No. 6.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年 10 月 11 日
国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04
○第 10 号
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東北大学（小乗浜）総合研究棟等新営その他工事
⑶　工事場所　宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字向３－１および15
⑷　工事概要　本工事は、小乗浜団地に新営する総合研究棟（鉄筋コンクリート造、地上５階建、延べ面積1,897.64㎡）等の新営、既存一部改修、支障となる建物のとりこわし（とりこわしについては、電気・機械設備を包含する）及び敷地の造成工事である。
なお、関連する電気設備、機械設備工事については、別途発注する予定である。
⑸　工期　平成25年３月29日（金）
⑹　使用する主な資材等　コンクリート約2,900㎥、鉄骨約20ｔ、鉄筋約400ｔ、板ガラス約600㎡、盛土約6,500㎥
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年　法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、紙入札承諾願(様式任意)を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。
2　競争参加資格
⑴　国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日　文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,250点以上であること
⑷　元請として、平成９年度以降に完成した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・構造　鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又はＰＣ造
・階数　３階建て以上
・規模　延床面積900㎡以上
・用途　校舎又は研究施設
・新営又は改修の別　新営
・工種　建築工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から５㎞以内の建築一式工事については、同一の主任技術者が２件まで管理することを認める。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者。
②　平成９年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人東北大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタン等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高50点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。
①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、評価項目毎にＡ＋（10点）／Ａ（９点）／Ａ－（８点）／Ｂ＋（７点）／Ｂ（６点）／Ｂ－（５点）／Ｃ＋（４点）／Ｃ（３点）／Ｃ－（２点）／Ｄ（１点）／Ｅ（０点）で評価する。
②　「工事全般の施工計画」に関しては提案の内容により、Ａ＋（10点）／Ａ（９点）／Ａ－（８点）／Ｂ＋（７点）／Ｂ（６点）／Ｂ－（５点）／Ｃ＋（４点）／Ｃ（３点）／Ｃ－（２点）／Ｄ（１点）／Ｅ（０点）／不適切（欠格）で評価する。